

2025年11月12日
SCSK株式会社

子育て・不妊治療と仕事の両立支援に積極的に取り組む企業として、 「プラチナくるみんプラス」認定を取得

SCSK株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役 執行役員 社長:當麻 隆昭、以下 SCSK)は、厚生労働大臣より次世代育成支援対策推進法(以下 次世代法)に基づく特例認定「プラチナくるみんプラス」認定を受けましたので、お知らせします。

1. 「プラチナくるみんプラス」認定とは

「プラチナくるみんプラス」は、次世代法に基づき、子育て支援に加え、不妊治療と仕事の両立支援に積極的に取り組む企業に対して与えられる認定です。SCSKは、すでに厚生労働大臣の特例認定「プラチナくるみん」を受けており、今回の認定で、より包括的なライフステージ支援を実現する企業として評価されました。



次世代法に基づく特例認定マーク「プラチナくるみんプラス」

2. SCSKのDEIB推進について

SCSKは、「すべての人材がその能力を最大限に発揮できる『働きやすい』『働きがい』のある会社」の実現を目指し、Diversity（多様性）、Equity（公平性・公正性）、Inclusion（受容）、Belonging（共に働く）の視点から、DEIBの推進に取り組んでいます。さまざまなバックグラウンドを持つ多様な社員が同じステージで活躍できるように、長時間労働を是正し、生産性の高い働き方を目指す「スマートワーク・チャレンジ」や、勤務場所・時間に柔軟性を持たせるリモートワークやフレックスタイム制度をはじめとした諸制度の整備と、それらを活用しやすい環境づくりと組織風土の醸成に取り組んでいます。

3. SCSKの仕事と育児・不妊治療との両立支援の取り組み例

不妊治療と仕事の両立支援制度の整備

- ・不妊治療に活用できる両立支援休暇(年間5日、半日・時間単位での取得も可(有給))

- ・不妊治療目的に取得可能な積立年次有給休暇
(当年取得可能年次有給休暇が 10 日以下の場合取得可(上限50日))
- ・不妊治療に関するリテラシー(費用負担軽減の制度や制度活用方法)向上のための動画公開

育児と仕事の両立支援休暇制度の整備

- ・配偶者出産休暇(産前4週間から産後6週間までの期間に20日間請求可(有給))
- ・復職支援金制度(保育所等に預けて復職する際の月額保育料の50%補助)
- ・育児のための転居費用補助制度
(所定の就業時間で働ける環境を整える目的で転居した場合の費用補助(上限50万円))
- ・出産育児両立支援プログラム(対象者と上司の認識合わせ、コミュニケーション支援)

SCSK は今後も、社員一人ひとりが個人の能力を最大限発揮できる職場を目指し、取り組みを推進してまいります。

本件に関するお問い合わせ先

【報道関係お問い合わせ先】

SCSK株式会社

サステナビリティ推進・広報本部 広報部 栗岡

TEL:03-5166-1150

※ 掲載されている製品名、会社名、サービス名はすべて各社の商標または登録商標です。